

議案第 7 号

名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について

名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱を別紙のとおり制定する。

令和 4年 3月 3日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について

1. 制定理由

特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づき、小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費の交付することについて、必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

特別支援教育就学奨励費の交付に際し、目的、交付対象者、交付対象期間、就学奨励費の種類、手続、就学奨励費の返還等について規定する。

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校 名張市市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第18号）に定める小学校及び中学校をいう。
- (2) 特別支援学級 小中学校に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）以下「法」という。）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。
- (3) 通級指導教室 小中学校に設置された学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第18号）第140条に規定する特別の教育課程により指導を行うための教室をいう。
- (4) 児童生徒 小中学校に在籍している者をいう。
- (5) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。

(交付対象者)

第3条 就学奨励費の交付対象となる者は、次のいずれかに該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 特別支援学級に就学する児童生徒
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒
- (3) 通級指導教室を利用する児童生徒

2 前項の規定にかかわらず、保護者が次のいずれかに該当する場合には、就学奨励費を交付しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助が行われている場合
- (2) 名張市就学援助費交付要綱（平成19年教育委員会告示第7号）の規定による就学援助費の交付を受けている場合

(交付対象期間)

第4条 就学奨励費の交付の対象となる期間は、申請があつた日の属する年度の初日（転入学その他の理由により年度の途中で第3条第1項の規定に該当することとなった場合は、当該事実が発生した日）から当該年度の末日までとする。

(就学奨励費の種類等)

第5条 就学奨励費の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費等及び通学用品費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費
- (4) 通学費
- (5) 学校給食費
- (6) 交流及び共同学習交通費
- (7) オンライン学習通信費
- (8) 新入学児童生徒学用品費等
(申請等)

第6条 就学奨励費の交付を受けようとする保護者は、名張市特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書兼交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、当該児童生徒が在籍する小中学校の学校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会(以下「委員会」という。)に提出することにより、申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否及び特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条の規定による支弁区分の決定を行うものとする。

3 委員会は、前項の認定の可否及び支弁区分の決定をしたときは、名張市特別支援教育就学奨励費交付決定通知書(様式第2号)により、学校長を経由して、当該保護者に通知するものとする。

(認定又は支弁区分の変更)

第7条 第6条第2項の規定による認定を受けた保護者(以下「認定者」という。)は、前条第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の届出により、支弁区分を変更したときは、名張市特別支援教育就学奨励費変更決定通知書(様式第3号)により、学校長を経由して、当該認定者に通知するものとする。

(就学奨励費の請求及び交付方法)

第8条 就学奨励費の請求及び交付方法は、委員会が別に定める。

(就学奨励費の辞退)

第9条 認定者から就学奨励費の辞退の申出があったときは、就学奨励費の交付を停止し、又は取り消すことができる。

2 委員会は、前項の停止又は取消しをしたときは、その旨を名張市特別支援教育就学奨励費(認定・交付)停止・取消通知書(様式第4号)により、学校長を経由して、当該認定者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 委員会は、認定者が次のいずれかに該当するときは、就学奨励費の交付の認定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により就学奨励費の交付の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を名張市特別支援教育就学奨励費（認定・交付）停止・取消通知書により、学校長を経由して、当該認定を受けていた保護者に通知するものとする。

(就学奨励費の返還)

第11条 委員会は、前条第1項第2号に該当するときその他必要と認めるときは、既に交付した就学奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定は、第7条第2項の支弁区分の変更により返還金が生じた場合について準用する。

(情報提供等)

第12条 委員会は、保護者及び学校長に対し、必要な書類の提出又は情報の提供を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

名張市特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調査兼交付申請書 (整理番号) No.

名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱 (令和4年名張市教育委員会告示第 号) 第6条第1項の規定により、名張市特別支援教育就学奨励費の交付を申請します。

保護者氏名		住所		児童生徒氏名		学校名、学年等		都道府県の地区別区分		学校長認印	
世帯の収入状況		世帯の状況 (前年12月末日現在)						需要額等			
		収入のある世帯員氏名	生年月日	続柄	個人別総所得	※ 給食費	※ 基準額	※ 第1類	※ 期末一時扶助費	※ 第2類	※ 種類
所得控除前の	総所得金額				□給与所得有 □公的年金有	円	円	円	円	f (基準額)	円
	退職所得金額				□給与所得有 □公的年金有					g (地区別冬季加算額)	円
	山林所得金額				□給与所得有 □公的年金有						円
	計				□給与所得有 □公的年金有					h 住宅扶助基準	円
所得控除	社会保険料		生年月日	続柄	在学学校名・学年等						
	生命保険料										
	地震保険料										
	ひとり親又は 寡婦控除の額										
	計										
所得額 (A - B)											
所得月額 (C × 1/12)											
障害者加算控除											
収入額 (D - E)											
通学費明細											
合計						a ※	b ※	c ※	d ※	e ※	
(通学費を要した者ごとに記入すること)						特記事項			支弁区分		
									□ I 段階 (令第2条第1号該当) □ II 段階 (" 第2号該当) □ III 段階 (" 第3号該当)		

備考：太枠内をご記入ください。

様式第2号（第6条関係）

（ 学校経由）

第 号
年 月 日

様

名張市教育委員会

年度 名張市特別支援教育就学奨励費交付決定通知書

あなたの名張市特別支援教育就学奨励費の交付を下記のとおり決定しましたので、名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱（令和4年名張市教育委員会告示第 号）第6条第4項の規定により、通知します。

記

学 校 名 :

学 年 :

児童生徒氏名 :

支 弁 区 分 :

対 象 期 間 : 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第7条関係）

（ 学校経由）

第 号
年 月 日

様

名張市教育委員会

年度 名張市特別支援教育就学奨励費変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した、あなたの名張市特別支援教育就学奨励費の交付決定について、下記のとおり変更決定しましたので、名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱（令和4年名張市教育委員会告示第 号）第7条第2項の規定により、通知します。

（なお、既に交付した奨学奨励費のうち、返還額については、同封の納付書で 年 月 日までに返還してください。）

記

学 校 名：

学 年：

児 童 生 徒 氏 名：

支 弁 区 分：（変更前）

（変更後）

対 象 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで

返 還 額： 円

様式第4号（第9条、第10条関係）

（ 学校経由）

第 号
年 月 日

様

名張市教育委員会

年度 名張市特別支援教育就学奨励費（認定・交付）停止・取消通知書

あなたの名張市特別支援教育就学奨励費の認定（交付）を停止（取り消し）しましたので、名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱（令和4年名張市教育委員会告示第 号）第9条（第10条）の規定により、通知します。

（なお、既に交付した奨学奨励費のうち、返還額については、同封の納付書で 年 月 日までに返還してください。）

記

学 校 名 :

学 年 :

児童生徒氏名 :

停止・取消理由 :

停止・取消年月日 : 年 月 日

返 還 額 : 円